

# 学校等でフッ素の利用強制はやめよ 集団フッ素洗口・塗布の 中止を求める意見書を提出

**Q フッ素洗口・塗布とは何ですか？**

A むし歯予防のために利用されている方法の一つです。フッ素洗口とは、フッ化ナトリウムを含むフッ素溶液で歯をすすぐ方法です。フッ素塗布とは、フッ化ナトリウム水溶液を浸した綿などで歯面を塗布する方法です。

**Q 「集団フッ素洗口・塗布」ということですが、誰を対象に行われているのですか？**

A 保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校などの子どもたちを対象に行われています。

**Q どのように行っているのですか？**

A 集団フッ素洗口については、フッ化ナトリウムを含む医薬品や試薬を養護教員が水で溶かして各クラスに分け、各クラスでは子ども一人ずつのコップにフッ素溶液を入れ、一斉に三〇秒から一分、フクフクがいをするなどの方法で行っています。

**Q 国はどのように考えているのですか？**

A 厚生労働省は、二〇〇〇年に発表した「健康日本二一」で「小児のフッ化物応用の推進」を掲げ、その後、二〇〇三年にフッ化物洗口ガイドラインを出して、積極的な普及、推進を図っています。これを受けて、各自治体でも条例が制定されるなど、推進の動きがあります。

**Q どのくらいのところで行われているのですか？**

A 実施施設は、二〇〇八年で、全国の保育所の二三・八パーセント、幼稚園の六・五パーセント、小学校の九・〇パーセント、中学校の二・七パーセントで、実施人数は、二〇一〇年で全体の約六パーセントに実施されていますが、佐賀県・新潟県など一部の都道府県が突出している状況です。

**Q フッ素の安全性はどのように考えられているのでしょうか？**

A WHOは、フッ素の安全性を認めつつも、六歳未満のフッ素洗口を禁忌とするなど、小児によるフッ素溶液の飲み込みの危険性を

指摘しています。実際、二〇〇八年、二〇〇九年に日本教職員組合が実施したアンケート結果や、日弁連が教職員・保護者に行った面談調査でも、吐き気、嘔吐、腹痛、頭痛などの急性中毒を訴える事例が報告されています。

**Q フッ素の集団洗口・塗布にはどのような問題があるのでしょうか？**

A 現在、子どものむし歯本数は平均一・一本に減少しているため、フッ素を集団で利用する必要性は乏しくなっています。また、フッ素の安全性を疑問視する見解が根強く存在する中で、一方的に安全性だけが強調された説明しかなきなれないまま同意書が取られているのが実情です。さらに、学校の保健管理の一環として学級集団で行うことが予定されているため、保護者・子どもが個人の価値観に基づいて自由な意思決定をすることが事実上困難な状況にあり、不同意者の子どもが孤立化する事例があるなど、自己決定権を侵害する状況も存在すると考えられます。

**Q 日弁連は、以前にも意見書を出したことがあるのですか？**

A 集団フッ素洗口は、実は以前から行われており、日弁連は一九八一年にも「むし歯予防へのフッ素利用に関する意見書」を出しました。この意見書では、①フッ素利用が事実上強制にわたる方法で利用されていること、②フッ素の管理、調査、使用が専門家の指揮、監督の下で行われていない場合があること、③フッ素に関する情報

が公平に提供されていないこと、④有効性、安全性についての追跡調査が全く行われていないことは問題であるとして、厚生省（当時）及び各地方自治体に対して、速やかな調査・検討をして改善措置を講じるよう求めました。

**Q 今回の意見書を改めて出したのはどうしてでしょうか？**

A 前回、日弁連が問題として改善措置を求めたことに対して、何ら改善措置もなされないまま、現在も学校などでフッ素の利用が事実上強制され、自己決定権、プライバシー権、知る権利などが侵害され続けています。そこで、その事実を重く見て、今回は学校等で集団的に実施されているフッ素洗口・塗布の「中止を求める意見書」としました。

（むし歯予防へのフッ素応用による人権救済申立事件委員会委員長  
黒木 聖士）